みんなが主役の
地域づくり・まちづくり
のために

令和7年4月

北九州市

近年、少子･高齢化や核家族化の進行、地域の連帯意識の希薄化など社会環境が変化する中で、防犯･防災、環境、教育、福祉など多くの分野で、地域を取り巻く課題は複雑化･多様化しています。

これらの課題を個人や行政だけで解決するには限界があり、住民同士が支え合い課題解決に向けて取り組むことが、ますます重要になっています。

そのような中、北九州市では、住民主体の地域づくり･まちづくりを促進するため、住民の皆さんには、活動主体として小学校区単位を基本に「まちづくり協議会」を設置していただいており、その活動の拠点として「市民センター」を整備しております。

また、「地域総括補助金」の交付や各種支援事業などを通して、地域づくり･まちづくり活動を積極的に支援しています。

住民の皆さんが、元気な「地域づくり･まちづくり」活動に取り組まれるに当たって、本書を参考としてご活用いただければ幸いです。

目　次

●「地域づくり･まちづくり」の重要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

●北九州市の「地域づくり･まちづくり」への取組・・・・・・・・・・・・・・ 3

●北九州市の「地域づくり･まちづくり」への支援・・・・・・・・・・・・・ 24

●北九州市自治基本条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

●市民センター一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

●おわりに（地域と行政とのパートナーシップ） ・・・・・・・・・・・・・ 42

本書は、「地域づくり･まちづくり」の重要性や、北九州市の取組、支援事業などについて掲載しています。
ニーズに応じて参考としていただき、皆さんが活動をさらに活性化するうえで、少しでもお役に立てれば幸いです。

「地域づくり･まちづくり」の重要性

昨今発生した地震、風水害などに対する避難や復旧活動において、地域住民の方々による､日頃の地域づくり･まちづくり活動を活かして協力し合う姿は、多くの人々の共感を得ています。

市内でも、地域の自主防犯組織である「生活安全パトロール隊」の活躍などが、近年、街頭犯罪等の防止に効果をあげています。

誰もが安心･快適に暮らせる地域社会のために、まず、住民が主役の地域づくり･まちづくり活動が必要とされているのではないでしょうか。

● これまで、地域づくり･まちづくり活動は、行政が決めたことを各地域一律にこなしていくという、行政主導型のものが中心となる傾向がありました。

● しかし、近年は、これまでの一律的な施策では対応できないさまざまな地域課題を解決するため、住民が主体となり、地域の実情に応じて柔軟に地域づくり･まちづくりを進めていくことが重要になってきています。

● 防犯や防災、街なみづくりなど、個別団体のみで解決することが難しい課題も多く存在します。

地域を取り巻く課題の複雑化･多様化

○ 学校や街頭など、身近な場所での犯罪の多発
○ ゴミのポイ捨て、落書き、モラル･マナーの低下
○ 若者の流出、空き地・空き家の増加　など･･･

● また、核家族化、価値観の多様化、住環境の変化などにより、地域の連帯意識が希薄になり、例えば、住民の支え合いの組織として長い歴史と実績を持つ自治会の加入率が低下するなど、個別団体においても様々な課題を抱えています。

地域を取り巻く環境の変化の例（北九州市の場合）

少子化

○　合計特殊出生率：2.00（昭和 45 年厚生労働省人口動態統計）
→ 1.40（令和　５年厚生労働省人口動態統計）

※　１人の女性が、生涯に何人の子どもを産むかを示す値。

高齢化

○　高齢化率：22.2%（平成 17 年国勢調査）
→ 31.6%（令和　７年３月末住民基本台帳）

※　65 歳以上の方の割合。

単身世帯の増加

○　世帯数：443,063 世帯（平成 17 年３月末住民基本台帳）
→ 484,871 世帯（令和　７年３月末住民基本台帳）

○　人　口：1,002,024 人（平成 17 年３月末住民基本台帳）
→　908,181 人（令和　７年３月末住民基本台帳）

○　一人暮らしの高齢者数：45,477 人（平成 17 年国勢調査）
→ 65,358 人（令和　２年国勢調査）

個別団体の加入率低下

○　自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会など各種の地域団体においても、加入率の低下や、構成員の高齢化が進むなど、同様の課題を抱えています。

● 以上のことから、北九州市では、

○　日頃から、「自分たちのまちは、自分たちの手で」という意識を持って、

○　住民が協力して「住民主体の地域づくり」を進めていくことが重要であり、

○　行政は、住民の地域づくり活動を下支えするという基本的な考えに立って、地域づくり･まちづくり活動を促進しています

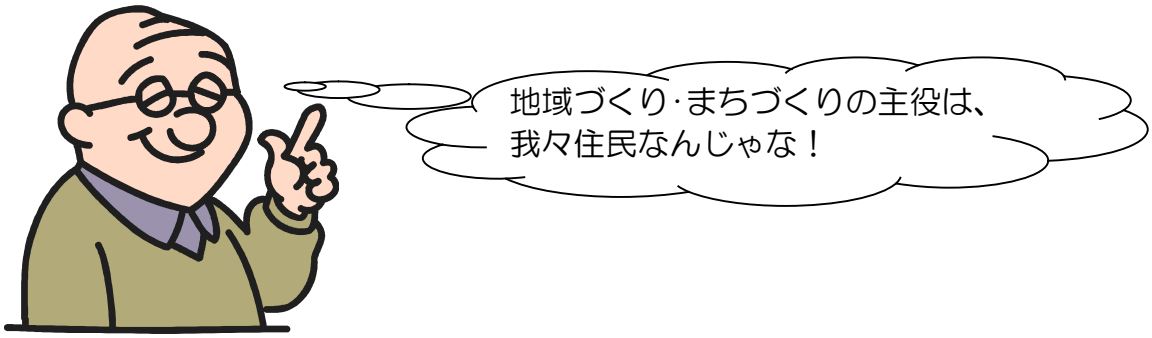

北九州市の「地域づくり･まちづくり」への取組

● 平成５年に、高齢化社会対策の議論の中で、小学校区を基本として、自治会、社会福祉協議会などの地域団体による「地域福祉のネットワーク」を構築するとともに、住民の福祉活動、コミュニティ、生涯学習等の「拠点」を設置することが提言されました。

まちづくり協議会（活動主体）

● 北九州市では、平成６年度から、小学校区単位を基本に「まちづくり協議会」の設置を促進しています。

● 小学校区とした理由は、以下のとおりです。

○ 子どもや高齢者が歩いて行ける「ご近所」という生活感覚に最も近く、子どもの通学路等で、親や地域住民が関心を持ち始めるエリアである。

○ こうした生活感覚は地域課題の解決を図るうえで重要であり、活動の企画･実践に取り組みやすい。

○ また、小学校区単位に組織されている地域団体（自治会、社会福祉協議会、小学校 PTA）もあり、様々な団体が一体となって地域づくりに取り組める素地がある。

○ 転入者や域外居住者から見ても、小学校区は分かりやすい。

● まちづくり協議会の概要

設置目的

○ 地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地域共通の課題の解決に努め、ふれあいのある心豊かな地域社会づくりを行うことを目的とします。

団体の概要

概要

○　小学校区単位を基本に、自治会、社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ等の地域団体や、学校、企業、交番や消防署等の行政機関等、地域の様々な団体などで構成する、地域づくり団体です。（構成する団体等は地域の任意であり、地域の実情により異なります）

設置数

○　令和６年３月３１日現在、１３７のまちづくり協議会が設置されています。

活動の概要

○　地域住民が、地域課題を自ら考え解決するため、地域が一体となった住民主体の地域づくり活動を行います。

○　また、小学校区単位を基本に設置するコミュニティ施設「市民センター」の管理業務を市から受託し、市民センターの管理運営に参画しています。

活動例

○　地域活動

地域づくりのイメージ図（２３ページ）を参照してください。

○　市民センターの日常的な管理運営

センターの開館･閉館、利用の受付･案内、センター及び物品の管理、使用料の徴収、センターで実施する事業の補助事務等。

○　地域団体等の調整

地域団体等間の調整を行い、幅広い観点から地域づくり活動を促進します。

市民センター（活動拠点）

● 平成６年度から、まちづくり協議会をはじめとした地域団体等の活動拠点として「市民福祉センター」の整備を進めてきました。
　また、既存の公民館についても、市民福祉センターとしての機能を付加し、活用を図ってきました。（二枚看板化）

● 平成１７年１月１日には、「市民福祉センター」と「公民館」を統合し、名称を「市民センター」に変更しました。

● 平成２８年２月に策定した「北九州市公共施設マネジメント実行計画」では、今後も、市民センターを存続させ地域コミュニティの充実・強化を図ることとしています。

公共施設マネジメント実行計画の概要

・本市の公共施設マネジメントは、市民が将来にわたり安心して暮らせる地域社会を築いていくため、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制を確立していくことを目的とします。
・そのため、本市が保有する全ての公共施設を対象に、将来的な財政負担を軽減するための取組を積極的に進め、以下の ８ つの考え方に基づき、都市の再構築と活力あるまちづくりを目指します。
　１．施設の集約と利用の効率化
　２．民間施設・ノウハウの活用
　３．市民センターを中心とした地域コミュニティの充実
　４．特定目的施設や利用形態の見直し
　５．施設の長寿命化と年度毎費用の平準化
　６．利用料金の見直し
　７．まちづくりの視点からの資産の有効活用
　８．外郭団体等への譲渡を検討

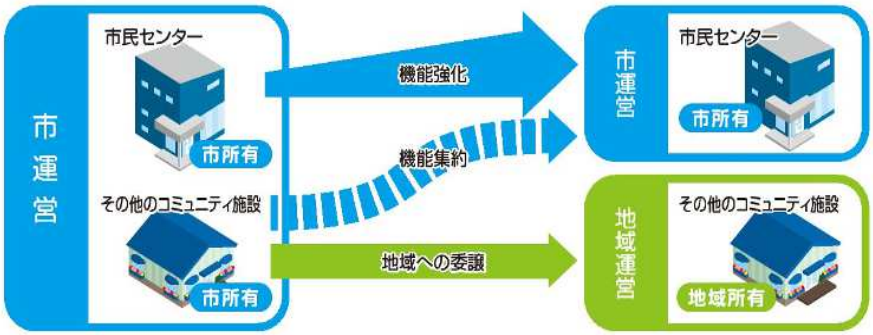

市民センターの概要

● 市民センターとは

市民センターは、地域の自主的・主体的な地域づくり･まちづくり活動を育み、地域の連携を深め「自分たちのまちは自分たちの手で」つくる各種地域活動の拠点施設です。

北九州市市民センター条例 第１条

「ふれあいのある心豊かな地域社会づくりを促進するため、地域における住民の交流及び自主的活動拠点として･･･（略）･･･市民センターを設置する。」

地域のふれあいを大切にする場所としてお気軽にご利用できます。

どんなことができるの？

●地域のふれあいを推進する、地域（コミュニティ）活動
例えば　地域の会議、市民センターまつり
●趣味や特技を活かす、生涯学習活動
例えば　クラブ活動、趣味の講座
●健康な心身をつくる、保健福祉活動
例えば　健康講座、子育てサークル
◎多目的利用
例えば　有料の講演会やイベント、商品販売（上限金額は５千円以内）

このほか「ひまわり文庫」なども用意しており、お気軽にご利用いただけます。

● 利用時間･休館日

利用時間	●月～金曜日：午前９時 ～ 午後１０時 ●土曜日：午前９時 ～ 午後５時
休 館 日	●日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ●年末年始（１２月２９日 ～ １月３日）

※日曜日以外が休館日の館や利用時間が異なる館もありますので、詳しくはご利用の市民センターにお尋ね下さい（令和６年４月から、試行的に一部の市民センターの閉館時刻を、午後１０時から午後９時に変更しています）。

地域活動の促進や社会に還元する活動を目的としたもので、地域全体に関わる会議や行事等に使用する場合には、休館日等に臨時的に開館することが出来ます。

●申し込み方法

申し込みは、利用希望日の２ヶ月前（多目的利用の場合は１ヶ月前）から受け付けます。事務室へ「使用申請書」を提出し、承認を受けて下さい。

※多目的利用による使用には、事前に各区役所コミュニティ支援課での「多目的利用者登録申請」が必要ですのでご注意ください（審査期間は約１ヶ月）。

施設の紹介

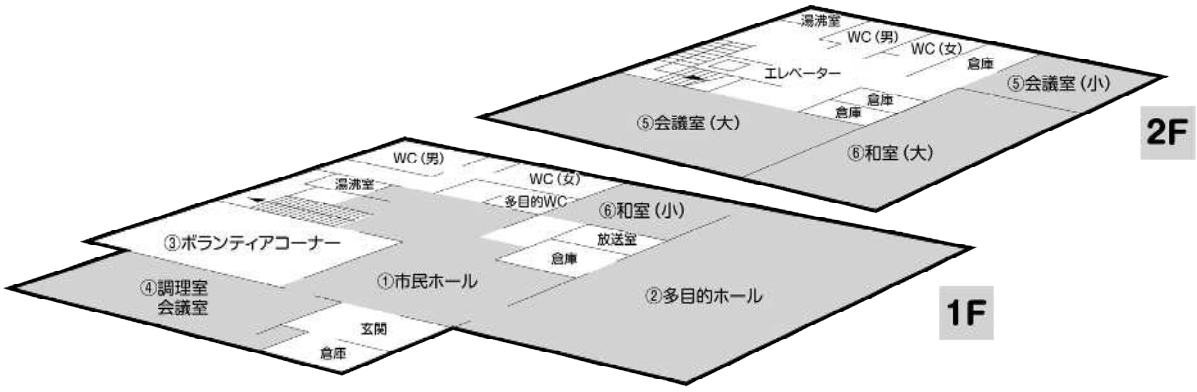

①市民ホール

図書コーナーが設置された地域の皆さんのふれあいと憩いの場です。

②多目的ホール

サークル活動や講演会、健康づくりなどに利用できます。

③ボランティアコーナー

ボランティアや、まちづくりのために活動をしている方々が、情報交換を行ったり、打合せをしたりする場所です。

④調理室

料理教室や、一人暮らしのお年寄りなどを対象にした昼食会の開催、給食サービスに利用できます。

⑤会議室（大・小）

生涯学習講座を開いたり、サークル活動に使えます。また、各種団体の例会などにも使えます。

⑥和室（大・小）

囲碁、将棋、お茶、着付教室、習字など趣味や教養を高める活動に使えます。

●施設の使用料

室名＼時間		1時間又はその端数ごとに
多目的ホール	150㎡以上	270円
	150㎡未満	180円
和室･調理室		140円
その他の室		80円

※市外居住者の使用に係る各室使用料の額は、規定使用料の額の20割に相当する額とします。
※多目的利用に係る各室使用料の額は、規定使用料の額の50割に相当する額とします。

●器具使用料

室名＼時間	1時間又はその端数ごとに
調理用コンロ（1台）	40円
電気コンセント	100円
冷暖房	使用する場合は、実費に相当する額を徴収

利用にあたってのお願い

○他の利用者に迷惑がかかるような施設利用は、お断りすることがあります。
○準備、後片付けなどは、利用時間内に行って下さい。
○建物や備品を破損･紛失した場合は、損害を賠償して頂くことがあります。
※上記以外の施設（ボランティアコーナー、市民ホールなど）は無料で利用できます。
※まちづくりや社会教育、保健福祉関係団体が施設を利用する場合は、使用料が免除される場合があります。

※市民センター一覧（P40、41）

平成１６年度からの「新たな地域づくり」への取組

● 平成１５年度に、平成６年度からの「まちづくり協議会」及び「市民センター（当時は「市民福祉センター」）」の取組について住民の皆さんと協議した結果、以下の課題が挙げられました。

○ まちづくり協議会の活動が、市民センターの受託のみに止まっている。

○ まちづくり協議会が一部の地域団体のみで構成されており、他の団体等が新たに参画することが難しい。

○ まちづくり協議会が取り組む、地域が一体となった活動に対しての財源がない。

● そこで、まちづくり協議会の活動が活発化し、住民主体の地域づくりがさらに促進されるために、市は、平成１６年度から、各まちづくり協議会に対して次ページからの「新たな地域づくり」への取組を提案し、体制の整ったまちづくり協議会から、順次、実施していただいています。

【提案１】まちづくり協議会の組織充実

● 機能的な部会制の導入

○ より活動しやすい組織にするため、機能的な部会制を導入します。

部会の構成の考え方（防犯･防災部会の場合の例）

○ 例えば、地域の防犯･防災に関しては、ＰＴＡは児童･生徒の安全誘導活動、消防団は防火活動、少年補導員等は青少年の健全育成活動といったように、各団体が様々な取組を行っていますが、類似したものも少なくありません。

○ そこで、まちづくり協議会に、防犯･防災に関する活動を行う部会を設置し、各団体が連携しながら地域一体となって活動することで、その効果が一層大きなものになると考えます。

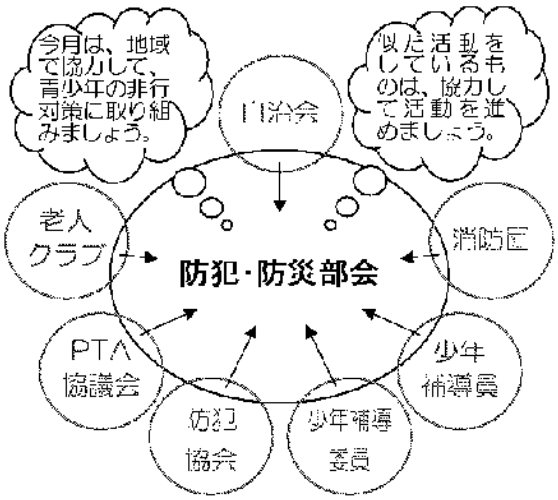

●　より多くの皆さんが参加できる組織づくり

○　自治会や社会福祉協議会などの地域団体をはじめ、地域の学校やＰＴＡ、病院や福祉施設、企業や商店街連合会、交番や消防署等の行政機関、ＮＰＯボランティアグループなど、より多くの地域団体等の参画を促進します。

○　誰にでも開かれ、さらに民主的な運営ができるよう、組織を工夫します。

- 幅広い年齢層の住民や各種団体等の参加による組織構成
- 広く人材の登用を図る観点からの、役員等への定年制及び任期制の導入
- 民主的な意思決定や役員選出、会計手続の明確化、情報の公開

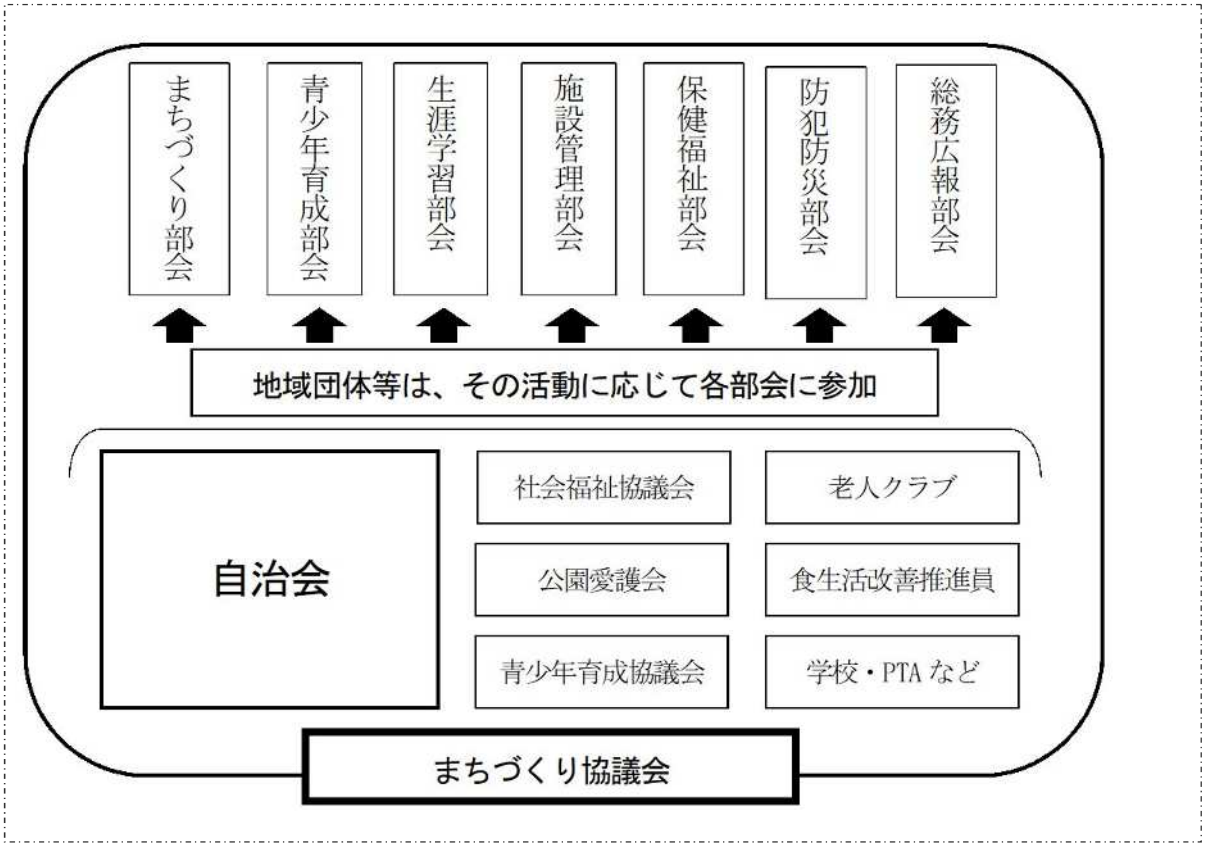

※地域団体及び部会の構成は例示です。

まちづくり協議会・部会制のメリット

部会制導入前

個別の地域団体ごとに活動を実施

まちづくり協議会に期待される役割が十分に果たされていない

部会制導入後

自治会や社会福祉協議会、婦人会、防犯協会、青少年育成協議会、学校、ＰＴＡ等がそれぞれの活動に関連する部会の中心となり、ノウハウや実績を活かした得意な分野で活動

《活動事例》

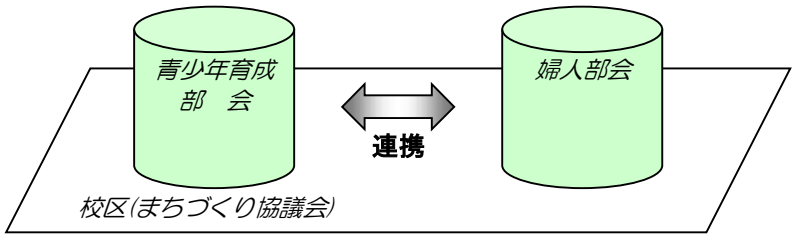

◇ 夏祭りの開催について、「青少年育成部会」や「婦人部会」など異なる部会の構成員が連携を取り合うことで活動に広がりが生まれる（**横の連携**）

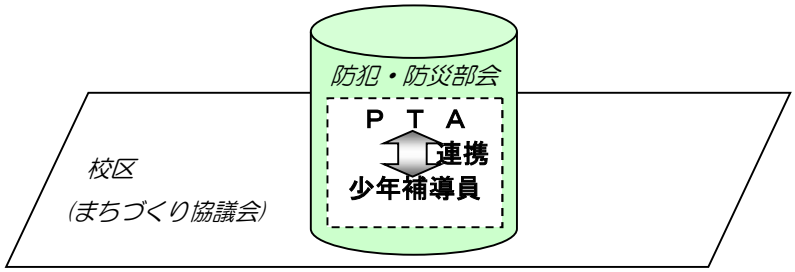

◇ 児童・生徒の安全誘導活動や青少年の健全育成など関連する活動について、「防犯・防災部会」を設置し、ＰＴＡや少年補導員などの団体が連携し合うことで活動そのものに厚みが増す（**縦の連携**）

地域の課題を効果的・効率的に解決が図れる

◆ まちづくり協議会を中心とした地域づくりが一層進展
◆ 地域団体にとっても、新たな経験の蓄積や他の団体との新しいネットワークが構築される
〔地域づくり・まちづくりの促進に向けて双方にメリット〕

【提案２】地域総括補助金制度の導入

● 制度の目的

地域が一体となった、住民主体の地域づくり・まちづくりを促進するため、市の各部局が事業ごとに地域団体に交付していた**補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付**するもので、平成１６年度から実施しています。

● 制度のねらい

従来は、各部局から縦割りで補助金が交付されていたため、各団体の活動も縦割りとなり、団体間の連携を阻害していました。また、各団体が個別に活動していたため、活動が重複し、非効率な面もありました。

そのため、**地域への補助金を一本化することで、まちづくり協議会を構成する各団体が連携・協力し、地域が一体となった取り組みが促進**されることをねらいとしています。

● 制度のしくみ

１４対象事業（項目）の補助金を一本化し、また、**窓口も区役所コミュニティ支援課に一本化**して、まちづくり協議会に交付します。

● 制度導入のメリット

○ **各補助対象事業費の５０％まで流用が可能**なため、これまで市に返還していた補助金の余りを、**他の事業に充当**することができます。

○ 補助対象の中の事業を実施する団体が無い場合でも、まちづくり協議会として実施する場合は、補助金を受け取ることができます。（「公園管理活性化事業」のみ）

○ 地域づくりの計画策定や地域課題の解決を図る活動への支援のほか、まちづくり協議会の運営経費を支援する「**校区まちづくり支援事業**」を利用することができます。

- **活動経費**　　上限２５万円
- **運営経費**　　対象経費の２分の１　上限　５万円

○ 申請時に提出する書類の数が減り、また記載事項も少なくなるなど、**申請書類が簡素化され、各団体の事務負担が軽減**します。

【一本化した補助金（１４項目）】

○防犯灯維持管理補助金	○防犯灯設置補助金
○老人クラブ助成金	○年長者いこいの家運営補助金
○ふれあい昼食交流会事業補助金	○公園愛護会助成金
○河川愛護団体補助金	○公民館類似施設等運営費補助金
○公民館類似施設等設置費補助金	○公民館類似施設等エアコン設置費補助金
○青少年団体育成補助金	○校区補助金
○校区まちづくり支援事業補助金	○市民センターを拠点とした健康づくり事業補助金

※老人クラブ助成金を除き、各補助対象事業費の 50%まで流用（融通）が可能。

地域総括補助金導入のイメージ図

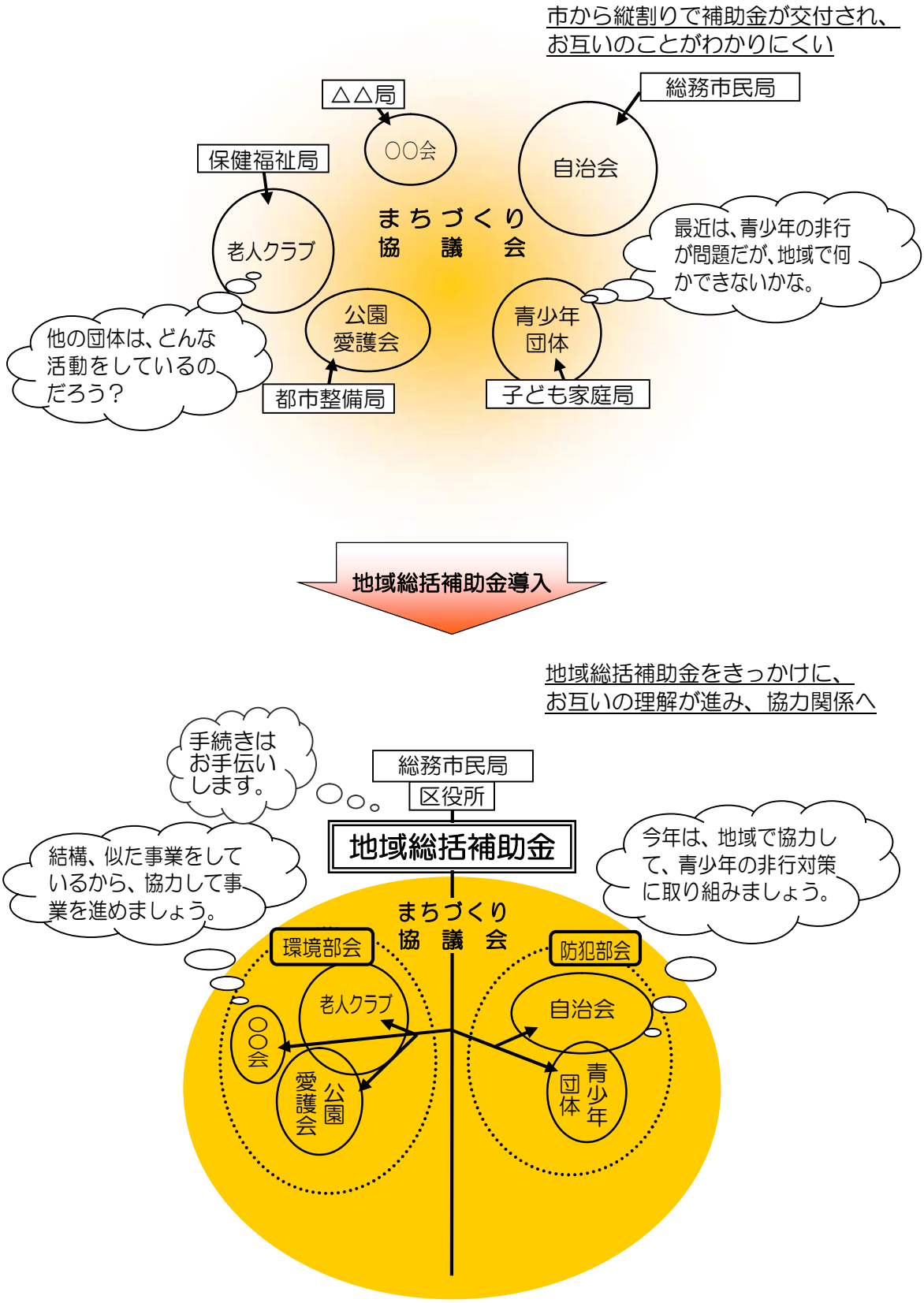

【補助金配分の概念図】

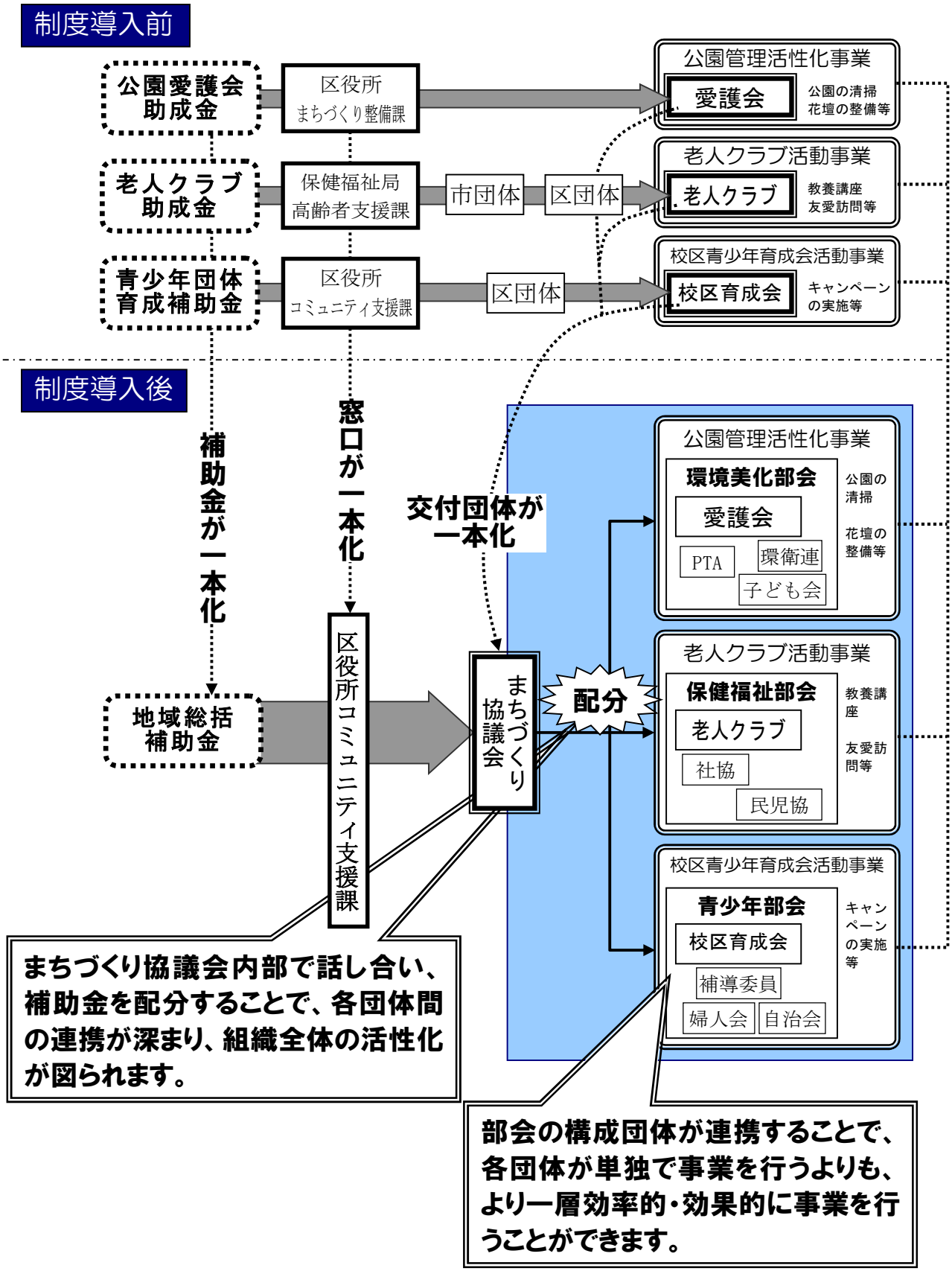
制度導入前
公園愛護会助成金
区役所 まちづくり整備課
公園管理活性化事業
愛護会
公園の清掃 花壇の整備等
老人クラブ助成金
保健福祉局 高齢者支援課
市団体
区団体
老人クラブ活動事業
老人クラブ
教養講座 友愛訪問等
青少年団体育成補助金
区役所 コミュニティ支援課
区団体
校区青少年育成会活動事業
校区育成会
キャンペーンの実施等
制度導入後
補助金が一本化
窓口が一本化
交付団体が一本化
地域総括補助金
区役所コミュニティ支援課
まちづくり協議会
配分
公園管理活性化事業
環境美化部会
愛護会
PTA
環衛連
子ども会
公園の清掃
花壇の整備等
老人クラブ活動事業
保健福祉部会
老人クラブ
社協
民児協
教養講座
友愛訪問等
校区青少年育成会活動事業
青少年部会
校区育成会
補導委員
婦人会
自治会
キャンペーンの実施等
まちづくり協議会内部で話し合い、補助金を配分することで、各団体間の連携が深まり、組織全体の活性化が図られます。
部会の構成団体が連携することで、各団体が単独で事業を行うよりも、より一層効率的・効果的に事業を行うことができます。

地域総括補助金のメリット（補助金の活用）

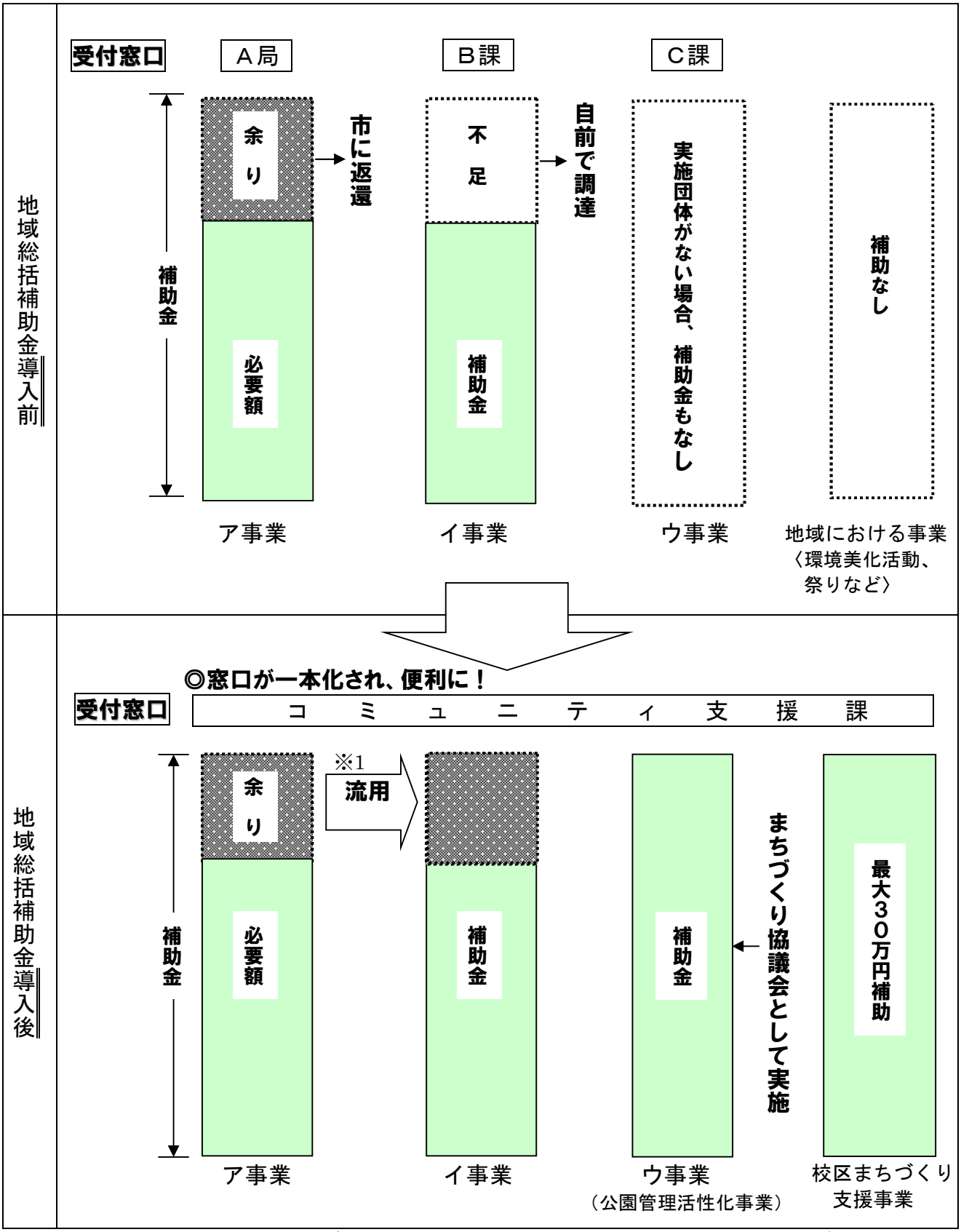

※１：流用については一部条件があります。流用を検討される際は、事前に区役所へご相談ください。

地域総括補助金のメリット（各補助金の申請書類の簡素化）

	一本化している補助金	各補助金の申請書類
地域総括補助金導入前	公民館類似施設等運営費補助金	補助金交付申請書 ・ 事業計画書 ・ 歳入予算書 ・ 歳出予算書
	ふれあい昼食交流会事業補助金	補助金交付申請書 ・ 事業計画書
	公園愛護会助成金	補助金交付申請書 ・ 会則 ・ 名簿 ・ 予算書 補助金交付申請書 ・ 会則 ・ 名簿 ・ 予算書 補助金交付申請書 ・ 会則 ・ 名簿 ・ 予算書 ⋮
	河川愛護団体補助金 ・ ・ ・	補助金交付申請書 ・ 会則 ・ 名簿 ・ 活動計画書 ・ 予算書 補助金交付申請書 ・ 会則 ・ 名簿 ・ 活動計画書 ・ 予算書 補助金交付申請書 ・ 会則 ・ 名簿 ・ 活動計画書 ・ 予算書 ⋮
	◆その他補助金についても、書類の形式がばらばらであり、記載事項も多い。	
地域総括補助金導入後	公民館類似施設等運営費補助金	申請内容内訳書 ・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ ~~歳出予算書~~
	ふれあい昼食交流会事業補助金	申請内容内訳書 ・ ~~事業計画書~~
	公園愛護会助成金	↓複数愛護会でも１枚にまとめて提出できる 申請内容内訳書 ・ ~~会則~~ ・ 名簿 ・ 予算書 ~~申請内容内訳書~~ ・ ~~会則~~ ・ 名簿 ・ 予算書 ~~申請内容内訳書~~ ・ ~~会則~~ ・ 名簿 ・ 予算書 ⋮ ↑変更無い限り添付不要
	河川愛護団体補助金 ・ ・ ・	↓複数愛護団体でも１枚にまとめて提出できる 補助金交付申請書 ・ 会則 ・ 名簿 ・ 活動計画書 ・ 予算書 ~~補助金交付申請書~~ ・ 会則 ・ 名簿 ・ 活動計画書 ・ 予算書 ~~補助金交付申請書~~ ・ 会則 ・ 名簿 ・ 活動計画書 ・ 予算書 ⋮
	◆その他補助金についても、書類の形式が統一され、記載事項も少ない。	

地域総括補助金の流用（具体的事例）について

● 地域総括補助金は、１４項目（１１ページ参照）の各事業の標準額どおりに使うだけではなく、一定の範囲内において、事業間で融通（やりくり）することができます。
実際に、流用制度（事業間でお金の受け渡しをすること）を活用しているまちづくり協議会の事例をご紹介します。

事例①

補助事業名

（流用元）校区青少年育成会活動事業⇒（流用先）年長者いこいの家運営事業

経 緯

Ａ校区では、Ｂ公園にあるＣ年長者いこいの家の光熱水費や会議に係る費用にてついて、利用が活発なこともあり、毎年予算が不足している。

一方、校区内では半年に１回、校区内の小中学生を地域住民が参加するグランドゴルフ大会を開催しているが、児童生徒数の減少等に伴い、景品や消耗品の内容を見直し、以前に比べて費用を節約できることが分かった。

手続き方法

①まちづくり協議会の総会において、「地域総括補助金」の中の「校区青少年育成会活動事業」の予算の一部を、「年長者いこいの家運営事業」の予算の一部に充てる議案を提出。総会の議決を得る。

②「地域総括補助金」の交付申請の際に、流用額を含めて申請。
（年度途中に「変更申請」をすることも可能です。）

③「地域総括補助金」の実績報告の際に、流用額を含めて報告。

流用金額（例）

補助事業名	流用前 （標準額）	流用後 （補助金基本額）
校区青少年育成会活動事業	４８，０００円	２４，０００円
年長者いこいの家運営事業	６０，０００円	８４，０００円

※標準額の半分（５０％）の金額が１．５倍（１５０％）の金額までの間で、事業間で流用することができます。

効 果

これまで、年長者いこいの家の運営経費については、利用者が費用の一部を負担していたが、「負担額が軽減され、活動内容が充実した」といった声が聞かれた。

事例②

補助事業名

（流用元）公園管理活性化事業⇒（流用先）校区まちづくり支援事業

経 緯

Ｄ校区では、転勤族が多く、行事を通して顔見知りを増やしていけるよう夏祭りやもちつき大会など、多世代交流事業を活発に行っており、毎年予算が不足している。

一方、校区内には１４の公園愛護会があり、公園の美化活動や花壇づくりを行っている。公園愛護会の１団体あたりの補助金は、管理する公園の面積により標準額が定められているが、各愛護会相互で協力することで、掃除道具や補修材料の経費を節約できることが分かった。

手続き方法

①まちづくり協議会の総会において、「地域総括補助金」の中の「公園管理活性化事業」の予算の一部を、「校区まちづくり支援事業」の予算の一部に充てる議案を提出。総会の議決を得る。

②「地域総括補助金」の交付申請の際に、流用額を含めて申請。
（年度途中に「変更申請」をすることも可能です。）

③「地域総括補助金」の実績報告の際に、流用額を含めて報告。

流用金額（例）

補助事業名	流用前 （標準額）	流用後 （補助金基本額）
公園管理活性化事業	５４０，０００円	４８６，０００円
校区まちづくり支援事業	２８０，０００円	３３４，０００円

※標準額の半分（５０％）の金額が１．５倍（１５０％）の金額までの間で、事業間で流用することができます。

効 果

「校区の負担額が軽減され、多世代交流事業の内容の充実を図ることができた」といった声が聞かれた。

「新たな地域づくり」に取り組まれた地域での成果や課題

● これまで、「新たな地域づくり」に取り組まれた地域の皆さんからいただいた様々なご意見等の中から、主なものをご紹介します。

成　果

まちづくり協議会の組織充実

○ より多くの地域団体が協議を重ねる中で、地域に連帯感が生まれてきており、地域が一体となって地域のことを真剣に考えるようになってきた。

○ 団体間の連絡協議が行われるようになり、各団体が連携して地域課題へ取り組めるようになった。

○ 特定の地域団体が実施していた事業を、部会の事業として地域全体で取り組むことで、これまで気付かなかった優秀な人材の発掘や育成につながった。

○ 地域づくりに活気が生まれ、これまで地域活動に参加しなかった住民が、まちづくり協議会や市民センターの行事等に積極的に参加するようになった。

地域総括補助金の導入

○ 各団体の活動や補助金を理解できたことで、お互いの存在を認め合うような雰囲気がでてきた。

○ 今後、地域づくり･まちづくりをどのような方向で進めていくか整理し、議論･検討するうえで重要な視点となった。

○ 会計手続きの明確化や情報公開等が促進され、透明･公正な運営が図られるようになった。

○ 各補助金の申請等に係る事務をまちづくり協議会で行うことにより、各団体が区役所を訪問する時間が節約され、補助金に関する相談･申請等も容易にできるようになった。

課題と対応

（人材育成）

課題１

○　地域づくりに対して消極的な地域住民が未だに多い。また、地域のリーダーの高齢化が進んでいる中、新たな人材の発掘・育成が難しい。

対応１

○　出前講演等を通じて、市民の皆さんの地域づくりに対する意識の高揚を図るとともに、社会福祉ボランティア大学校や北九州市民カレッジなどで研修会を開催し、地域づくりを担う人材を積極的に育成しています。

　また、区によっては、次代を担う人材育成、地域の核となって活躍する人材育成を目的としたセミナーを開催しているところもあります。

○　市民センターによっては、退職した人が新しい仲間作りや地域活動のきっかけになるよう講座を開催しているところもあります。

○　人材の発掘・育成のため、以下のような取組を行っているまちづくり協議会もあります。

・「まちづくり土曜大学」の実施

　地域のまちづくり関係者を対象とし、毎月１回土曜日に、学習会及び情報交換会を実施し、まちづくりに関するノウハウ習得を図る。

・「二分の一成人祭」の実施

　10 歳の子どもたちを市民センターに招き、保護者と地域の人でお祝いをすることで世代間交流を図るとともに、団塊世代のボランティアとしての活躍の場の拡大を図る。

（透明・公正な運営）

課題２

○　まちづくり協議会が取り組む、地域が一体となった活動に対する独自財源がない。

対応２

○　地域が一体となった、地域づくりの目標や活動計画等の策定、地域課題の解決に向けた活動に対して助成を行う、校区まちづくり支援事業を利用することができます。

○　まちづくり協議会が校区（活動地域）全体で古紙回収の取組の推進等を行う場合は、その活動地域で回収された古紙１kgにつき２円を「まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金」として、通常の奨励金とは別に交付します。

○　バザー開催による収益金やイベントの協賛金などにより、自主財源を確保しているところもあります。

課題３

○　まちづくり協議会について、誰にでも開かれた、透明・公正な運営をより一層推進していく必要がある。

対応３

○　「まち協だより」や「センターだより」で、古紙・古着回収奨励金の収支報告や予算書の公開を行っているまちづくり協議会があります。

○　旅費規程や役員報酬規程など規約の細則を整備することにより、会計手続きの明確化を図っているところもあります。

課題４

○　地域総括補助金の導入により、まちづくり協議会に、申請書類の取りまとめなど新たな事務負担が生じた。

対応４

○ 事務の手順等を記載した手引きを配付するとともに、区役所職員が「校区担当者」として事務手続き等の支援を行います。

○ 平成１８年度からは、地域総括補助金の申請様式の一部を簡素化し、少しでも事務負担が軽減されるよう努めています。

○ 平成２３年度からは、地域総括補助金の事務手続きに必要な経費の一部を助成できるようになりました。

（組織の強化・充実）

課題５

○　まちづくり協議会の活動があまり活発ではないため、組織の充実を図る必要がある。

対応５

○　幅広い年齢層の住民や各種団体の参加を図るとともに、地域課題に応じた部会を設置・再編するなど、組織充実に努めているまちづくり協議会が増えてきています。

○　広く人材の登用を図る観点から、役員の定年制・任期制を導入しているまちづくり協議会もあります。

○　まちづくり協議会で、「校区まちづくり支援事業」を活用して、地域の人々が集まって自分たちが住む地域について話し合い、地域づくりの目標や計画などをつくることで、活動を強化することができます。

● 現在、各地域において様々な地域団体等が「まちづくり協議会」に参画し、「市民センター」を活動拠点に、お互いに協力し、地域の特性や課題に応じて、組織や活動目標、活動内容･財源等を自ら決定し、住民主体の地域づくり･まちづくりに熱心に取り組んでいます。

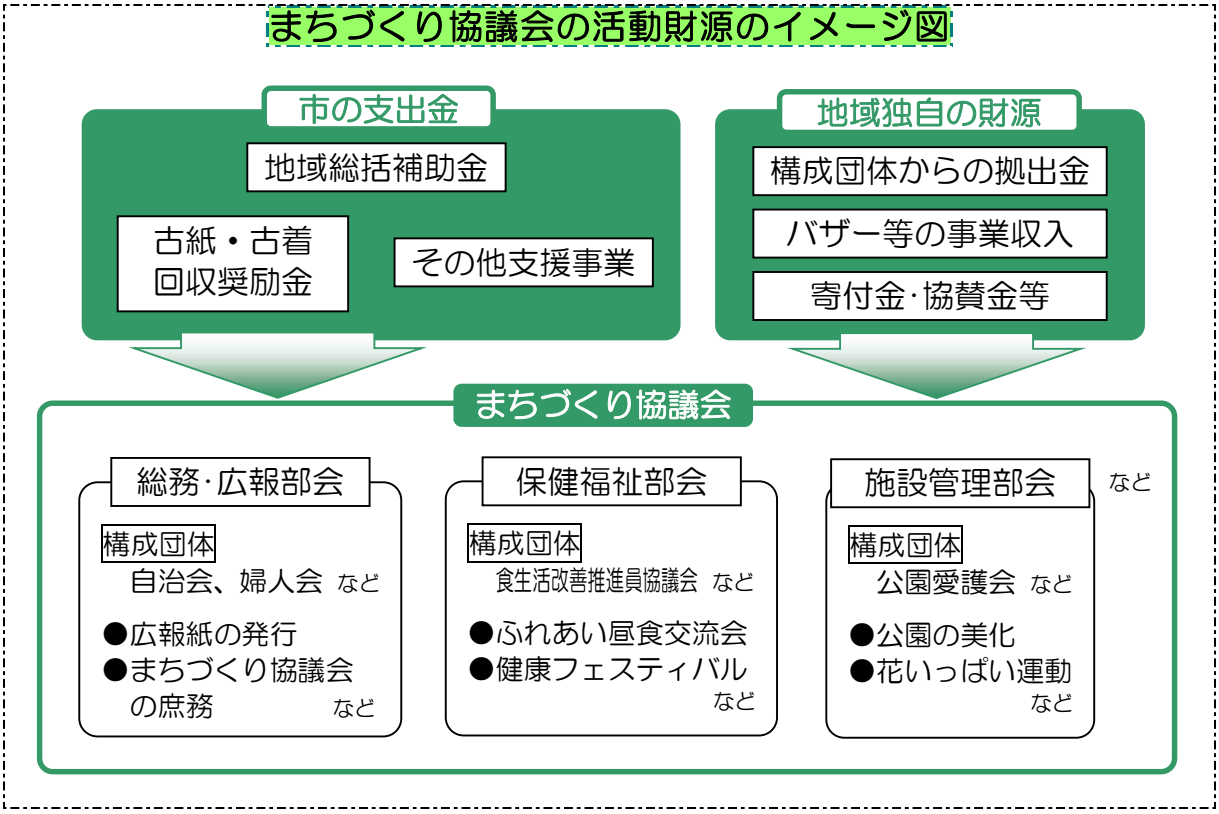

○ 北九州市における、「市民センター」及び「まちづくり協議会の取り組み」は、地域づくり･まちづくりの仕組みづくりを検討されている全国の自治体、地域団体等から注目され、多くの視察･問い合わせ等をいただいています。

○ 一方、「まちづくり協議会が地域づくり･まちづくり活動を主導するのであれば、自治会がこれらの活動を行う必要はないのでは」との声もありますが、自治会が、町内会･隣組等の組織の特性を生かしながら、「まちづくり協議会」の地域づくり･まちづくり活動を活性化させていくことが大切です。